

広島県告示第七百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年九月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年八月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東広島白木線	東広島市志和町志和堀字安田三二一番一地从先から東広島市志和町志和堀字安田三二〇番一地从先まで	平成二〇年八月二八日